

令和2年度第2回 自動車検査員教習募集要項

<注意>

- ・過去2年間に教習を受講し試問を受験していない方、また、試問に不合格となった方は、1度だけ試問のみの受験が可能です。
- ・試問のみ受験する方も、2.の申込受付期間に、受講申込書（1部）の提出が必要です。
- ・受講申込書にご記入いただいた個人情報は、教習の運営及び管理を目的とし、振興会で適切に取り扱います。

1. 受講資格

- ・教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日（**令和3年1月31日**）において1年以上（一級小型自動車整備士の技能検定に合格している者は、6ヶ月以上）の実務の経験を有する者であること。なお、受講申込日の前日において、直近の整備主任者法令研修（社内研修を含む）を受講していること。

2. 申込受付期間 **令和2年11月30日(月)～12月4日(金)**

3. 定員

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、定員72名で開催します（今後の動向により、定員を変更する場合があります）。**なお、申込者の方には、運輸支局長から申込書に記入した現住所に、受講の適否についての通知があります。**

4. 教習期間 **令和3年2月1日(月)～2月10日(水)**の間で運輸支局長が定める日時（4日間の予定）

5. 教習時間 **9:00～17:00**

6. 教習修了試問（修了試験）日時 **令和3年2月12日(金)13:30～15:30**まで

7. 教習実施場所 **愛媛自動車会館 3階大ホール** 等

8. 申込方法

- ・受講申込書（写真貼付4.5cm×3.5cm）及び一級または二級整備士の合格証書のコピーを各1枚、**振興会指導課**へ提出してください。
- ・受講申込書は、振興会窓口にてご用意しています。また、振興会ホームページからダウンロードすることもできます。

9. 資料（価格は一部未定です）

①自動車検査員必携（四国自動車整備振興会連合会）

【追録第19号まで加除整理出来ていること】

②自動車検査員必携 保安基準省令・告示、審査事務規程

継続検査関係資料体系（交文社） 令和3年1月

③自動車検査ハンドブック（公論出版）令和2年（2020年）版

④自動車検査用機械器具の構造と取扱（日本自動車機械工具協会）

【参考資料】問題集 令和2年版 四国運輸局施行

自動車検査員教習試験問題と解説（公論出版）

10. 受講料 無料

11. その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として●ページに別紙を掲載しております。受講を希望される方は別紙の内容をご覧ください。了承していただいた上で、受講申込書を提出していただきますようお願いいたします。

別紙

令和2年度第2回自動車検査員教習を受講予定の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、自動車検査員教習（以下、教習という。）の開催について、以下のとおり対策を講じます。

内容について了承頂くとともに、出席にあたっては、(1)に掲げる項目について、確実に実施頂けますようお願いいたします。

(1) 教習及び勉強会の受講に際し、皆さまにお守りいただきたいこと

- ・感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加できません。
- ・研修当日の体温測定ならびに症状の有無を確認してください。発熱がある方、具合の悪い方は参加できません。
- ・県外からの受講はできません。
- ・会場に入る前には、手洗い、手指の消毒の実施をお願いします。
- ・会場内ではマスクの着用及び咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・研修開始前後や休憩中の会話は控えめにお願いします。
- ・入退場時及び待合場所等における密集を回避してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）の活用をご検討ください。
- ・感染防止のため、本研修前後の行動等に注意してください。

(2) 教習、修了諮問及び勉強会の実施場所における対策

- ・参加人数を収容定員の50%以下として開催します。
- ・マスクの着用がない場合は参加をお断りします。
- ・受講者の当日の体温確認ならびに症状の有無を確認し、発熱がある方、具合の悪い方は参加をお断りします。
- ・主に参加者の手が触れる場所の消毒を実施します。
- ・飛沫感染等を防ぐため、一定の座席間隔を確保します。
- ・こまめに換気を実施します。
- ・感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保します。

上記対策については、令和2年10月30日時点における内容であり、変更となる場合があります。この場合、最新のものに更新します。

なお、政府及び地方自治体等の方針に基づき、中止又は延期とする場合があります。

